

# 接続料の算定に関する研究会 ～#1 コロケーションルール・スタックテスト～

2017年3月27日

ソフトバンク株式会社

# 1. コロケーションルール

# 1-1. 現行のコロケーションルール

これまでのコロケーションルール整備の取組みにより、  
現行ルールは事業者間の公平性担保の観点で有効に機能  
但し**一部改善すべき個別課題あり**

※空きリソースの開示情報例	全体の割合 (3/23現在)	配分ルール (事業者単位)
Aランク局 (18架以上)	約29%	制限なし
Bランク局 (7~17架)	約32%	
Cランク局 (1~6架)	約33%	上限2架
Dランク局 (空き無し)	約6%	配分不可

# 1-2.課題① NTTComビルの情報非開示

## NTT東西ビルと同様に、NTTCom所有ビルの NTT東西コロケーションリソース情報を**開示すべき**

### 【現在の開示イメージ】

#### NTT東西ビル

ビル名	住所	MDF端子情報			スペースの空き情報			電力の空き情報		
		ランク	更新日	空き予定	ランク	更新日	空き予定	ランク	更新日	空き予定
●●ビル		A			A			B		
〇〇ビル		A			D			A		
▲▲ビル		A			B			A		

#### NTComビル

ビル名	住所	MDF端子情報			スペースの空き情報		
		ランク	更新日	空き予定	ランク	更新日	空き予定
△△ビル		A			※		
○●ビル		A			※		
●▲ビル		A			※		

※スペース、電力については個別調査

### 【弊社要望】

#### NTT東西ビル

ビル名	住所	MDF端子情報			スペースの空き情報			電力の空き情報		
		ランク	更新日	空き予定	ランク	更新日	空き予定	ランク	更新日	空き予定
●●ビル		A			A			B		
〇〇ビル		A			D			A		
▲▲ビル		A			B			A		

#### NTComビル

ビル名	住所	MDF端子情報			スペースの空き情報			電力の空き情報		
		ランク	更新日	空き予定	ランク	更新日	空き予定	ランク	更新日	空き予定
△△ビル		A			A			B		
○●ビル		A			D			A		
●▲ビル		A			B			A		

# 1-3.課題② リソース確保の柔軟性・予見性

事業者の円滑な設備計画促進のため、  
以下項目について検討すべき

## 課題

- Dランクの**長期未解消**
- Dランク解消時期が**不明瞭**
  
- B,Cランク局のリソース申請**上限が各事業者単位で一律2架まで**

## 改善案

- Dランク設備の代替場所の検討等  
**リソース増強計画の開示**
- 遅くとも6个月前に**解消時期の開示**
  
- 設備更改など一時的に二重設置が必要な場合の**特例適用**  
(更改後のリソース返却が条件など)
- Bランク局の**上限値緩和**

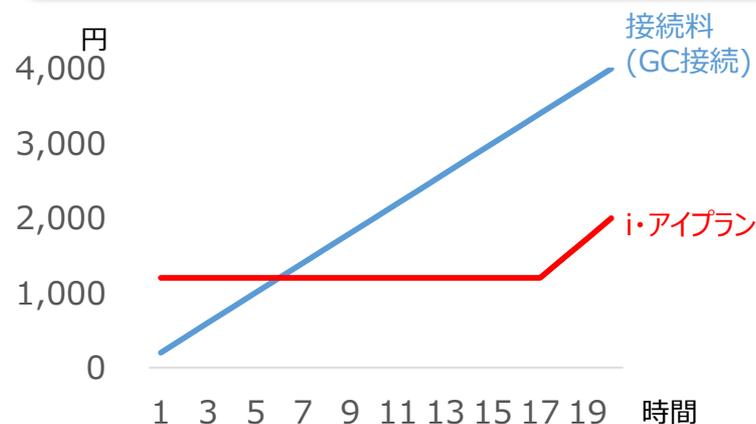
## 2. スタックテスト

## 2-1.スタックテストの役割・意義

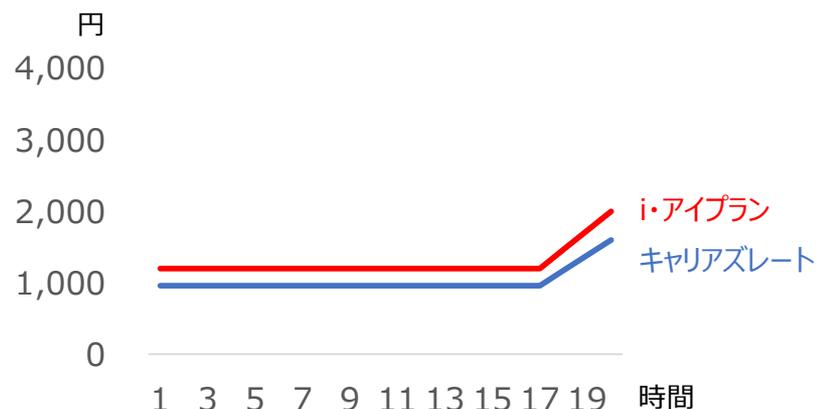
スタックテストは接続料水準の正当性確認の観点から接続料と利用者料金との関係について検証を行うものであり、過去にも**事業者間の不公平な競争条件を是正する役割を果たしてきた**

### 検討事例 (i・アイプラン)

#### 従量接続料により逆ザヤ発生



#### 利用者料金からの値引き(定額接続料)



ダイヤルアップ等インターネットアクセス利用促進  
の見地から事業者向け割引料金を検討

## 2-2.制度面における改善点・課題

主に以下2点について、ガイドラインにおける  
**恣意的運用の余地を廃すべき**

### 課題

- 課題① 検証区分  
(検証の対象)
- 課題② 基準を満たさない場合の「合理的理由」  
の明確化

### 方針案

競争環境、市場規模等を考慮して、検証区分(検証の対象)の選定基準をより明確にすべき(1-3で詳述)

競争環境や市場規模の大きな変化が合理的に判断出来る場合のみ認める(1-4で詳述)

## 2-3.課題① (検証区分)

スタックテストの検証区分(検証の対象)は、**競争の有無**や**ユーザ影響の大きさ**等を考慮し総合的に決めるべき

### 検証区分の選定基準例

#### 1.競争環境

複数の事業者による競争が行われているか

#### 2.市場規模

市場に一定数のユーザが存在しているか

#### 3.代替性

料金・品質等で同等の代替サービスはあるか

スタックテストを満たさなくて良い理由を  
**限定的にすべき**

スタックテスト基準を満たさなくて良い合理的理由

1.市場規模

市場規模が小さく事業者への経営インパクトも軽微と判断出来る  
(※公衆電話 20億円、番号案内 30億円)

2.競争環境

市場に競合プレイヤーが全くいない

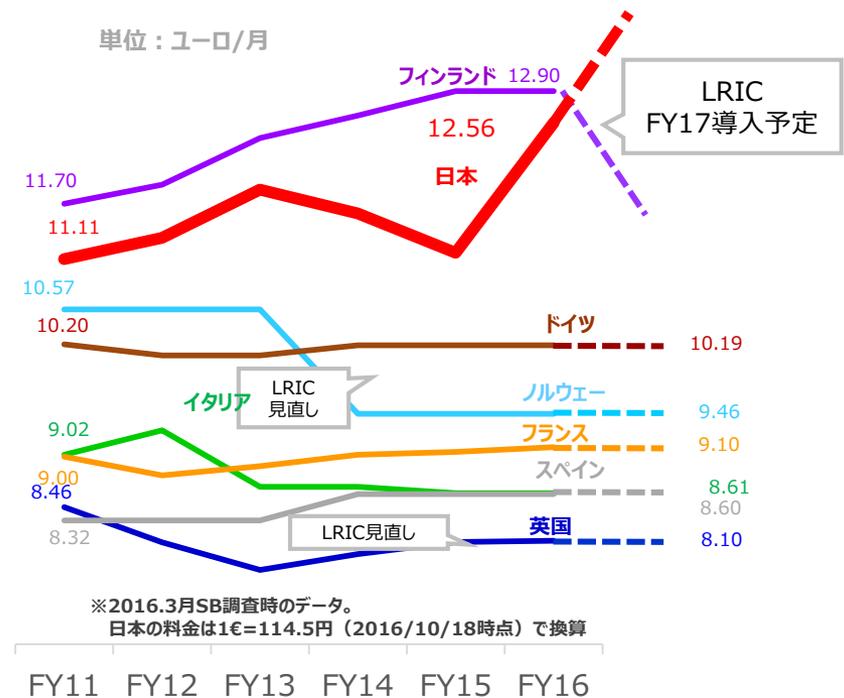
## 2-5.メタル接続料について

### メタル接続料はスタックテスト対象となっているものの 最近2年で急激に上昇

#### FY17メタル接続料



#### 諸外国のメタル接続料

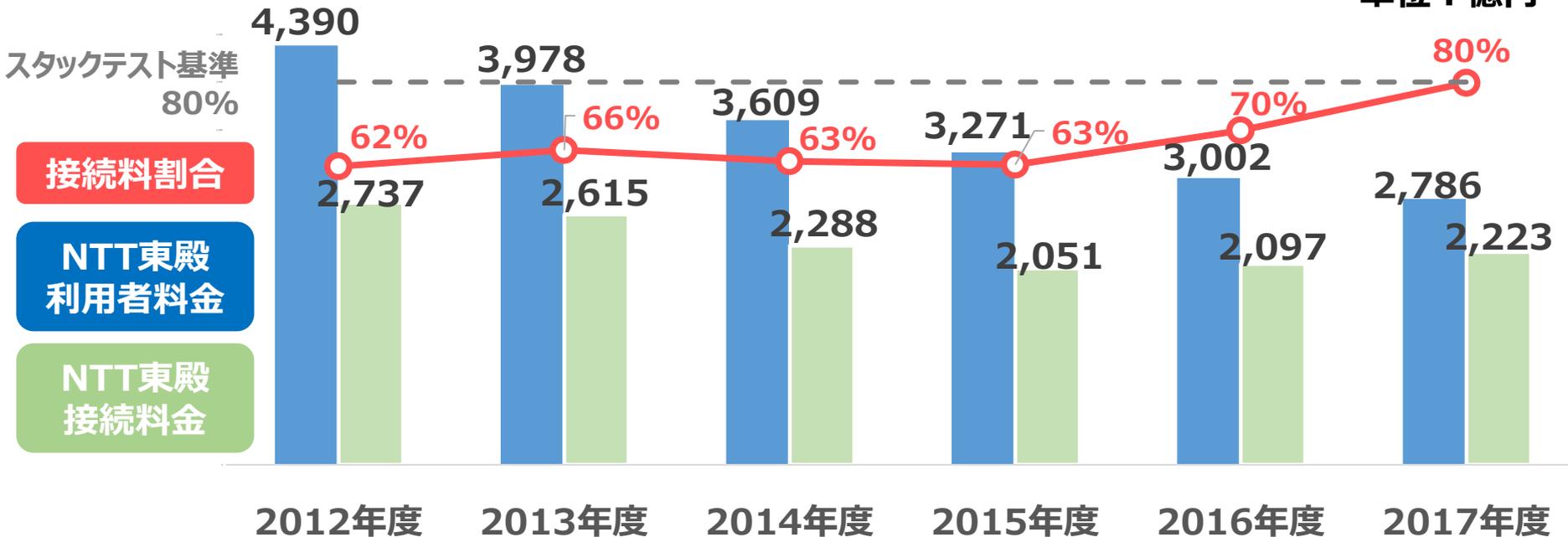


## 2-6.メタルにおけるスタックテスト検証結果

利用料金に対する接続料割合はほぼ80%に到達  
来年以降基準値を超える見込み

加入電話/ISDN基本料（NTT東西殿実施の検証結果の推移）

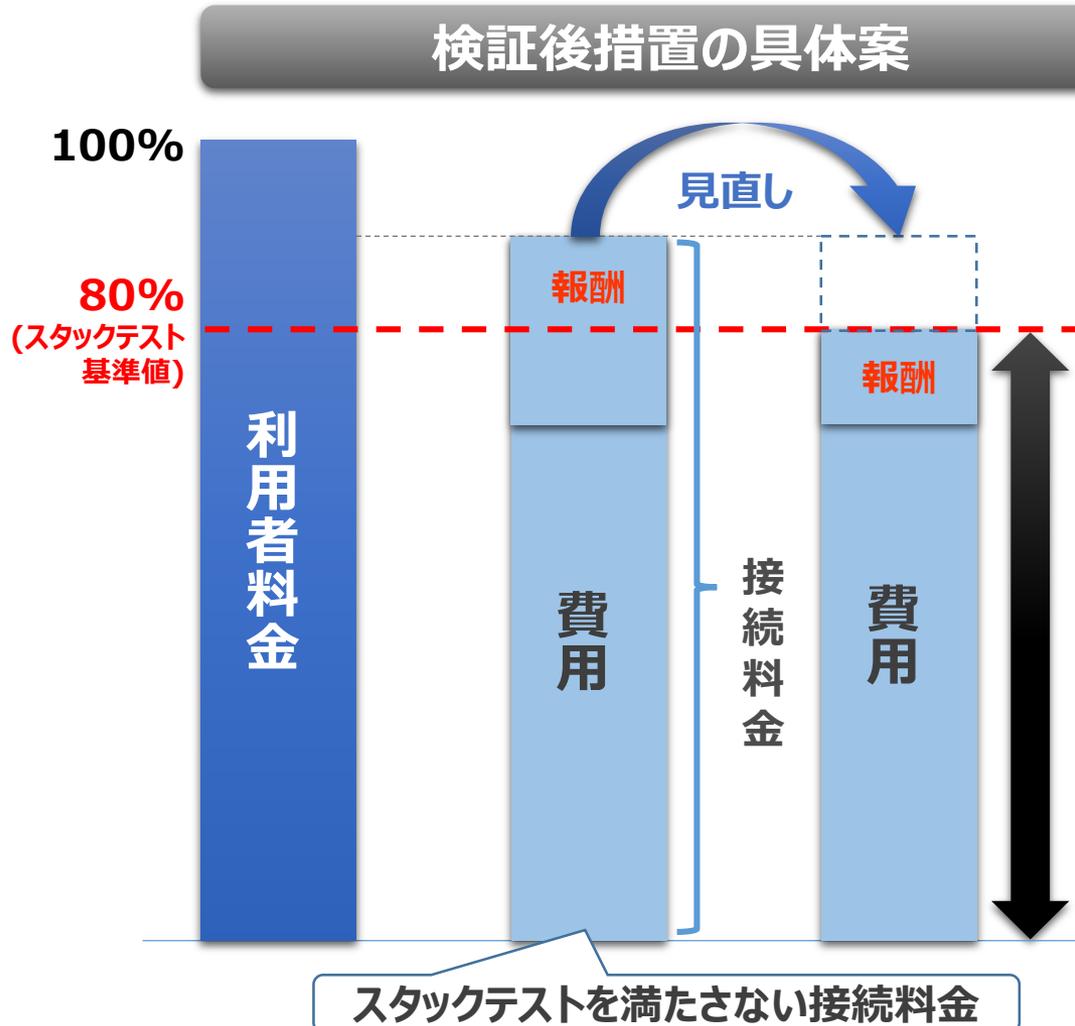
単位：億円



基準値を超えた場合の具体的なプロセスの建付けが必要

## 2-7. 基準を超えた場合の対処①

スタックテストの要件を満たす料金水準まで  
報酬額を見直す



### 【見直しの方針案】

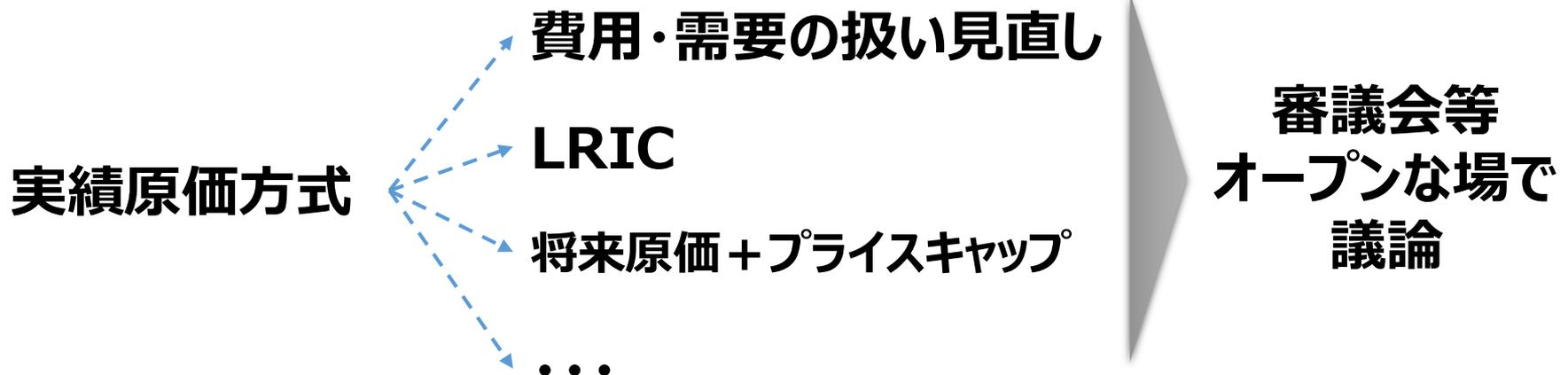
- **報酬**  
接続料規則上※の報酬算定額を**上限**とし、接続料金がスタックテスト基準を超えた場合は**基準を満たす額まで報酬額を調整**  
(※第一種指定電気通信設備接続料規則 第十二条)

## 2-8. 基準を超えた場合の対処②

市場規模や競争環境が依然として認められるにも関わらず  
報酬額を調整しても基準を満たせなくなった場合は、  
算定方式そのものの見直しも含め  
審議会等によるオープンな場で議論すべき

報酬額調整でも満たさなくなった場合の検討例

検討項目例



# Appendix

## 接続料が公正妥当か検証する機能

1999年より開始、2007年に省令化・ガイドライン作成

一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定されることにかんがみ、**接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料の認可時等に、接続料と利用者料金の関係についての検証を行う**

※利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない

接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもの(事業法)

➤ 具体的には以下の要件が求められる(接続料規則)

1. 接続料は、**当該接続料に係る収入がその原価と一致するように定めること**
2. 接続料の水準が、**当該接続料を設定する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること**

# スタックテスト STEP1 NTT東西殿による大括りの検証

## A) 目的

接続料の水準が反競争的でないことを検証する。

## B) 検証時期

毎年度の認可申請時及び接続会計公表時

## C) 検証区分

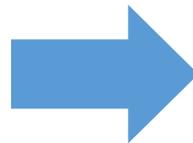
①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、  
⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツ光ネクスト、⑨フレッツ光ライト

## D) 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入の差分が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるかを検証



20%を  
下回る場合



NTT東西殿⇒総務省殿  
当該要件を満たさないことへの  
反競争的ではない等の合理的  
な説明が必要

# スタックテスト STEP2 総務省殿による詳細検証

## A) 検証時期

①接続料の認可時 ②対象サービスに係る接続料の認可時(①を除く)

## B) 検証区分

個々のサービスメニューごと

## C) 対象範囲

以下の接続料を採用しているサービスのうち、市場拡大傾向のものを基本として、総務省殿が毎年度決定

①新規接続料 ②算定方法が変更された接続料 ③将来原価方式

## D) 検証方法

サービスメニューごとに、利用者料金収入と接続料収入の差分が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるかを検証



NTT東西殿⇒総務省殿  
当該要件を満たさないことへの  
反競争的ではない等の合理的  
な説明が必要

# 一種接続料規則 第十二条 条文

(自己資本費用)

**第十二条** 第四条に規定する機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。自己資本費用 = 当該機能に係るレートベース × 自己資本比率 × 自己資本利益率

**2** 前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

**3** 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 +  $\beta$  × (他産業における主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

**4** 前項の $\beta$ は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

**5** 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

# NTT接続約款99条の2条文

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、当社の通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量（空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量（空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。）を下回る場合にあっては、速やかに更新します。）、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない当社の通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所（この項において、MDF端子に係るものを除きます。）がない当社の通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします（当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。）。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。